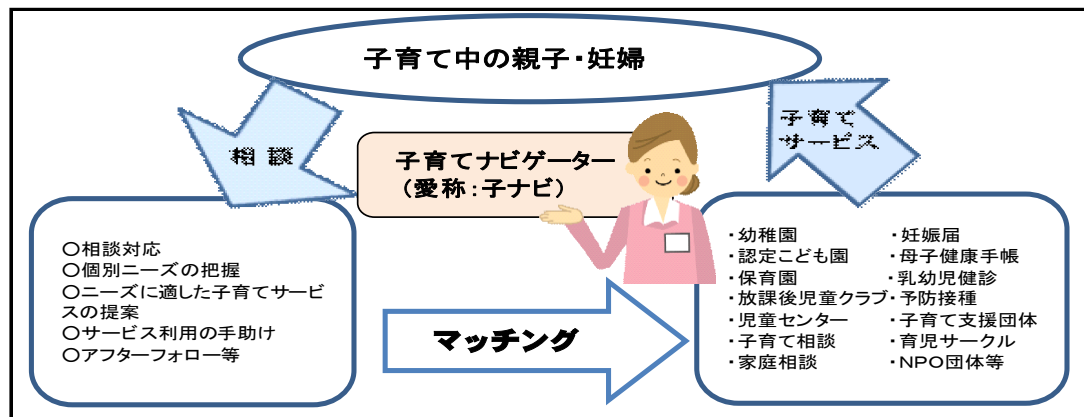


子育てサービス利用者支援事業の実施について

子ども・子育て支援新制度を円滑に推進するため、平成27年6月1日から新たに子育てサービスに関する利用者支援相談員を配置し、ニーズとサービスのマッチングを行うもの。(子ども・子育て支援法第59条による地域子ども・子育て支援事業)

- 1 目的** 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園、認定こども園、保育園や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助を行う。
- 2 対象** 子育て中のご家庭や妊婦さん
- 3 内容** 利用者支援相談員「子育てナビゲーター(愛称:子ナビ)」が個別相談(電話・面接)により、情報提供や必要な支援窓口の案内、仲介などを行う。



- 4 窓口(相談員の配置場所)**

子ども未来センター	日曜日～木曜日(9:00～17:00)	1名
子ども育成課	月曜日～金曜日(9:00～17:00)	1名

<相談例>

- 幼稚園、認定こども園、保育園って何がちがうの?
- 家(または職場)の近くの保育園を教えてほしい・・・
- 仕事が決まったけど、子どもを預けるところが決まらない・・・
- 乳幼児健診はどこで受けるの?
- 引っ越してきたばかりで、近所に頼れる人がいなくて不安・・・
- ママ友がほしい。育児サークルの情報がほしい。



5 事業周知

- ・6月5日号広報あきた掲載(随時掲載)
- ・市ホームページに掲載
- ・PRチラシの配布
(幼稚園、認定こども園、保育園、子育て交流ひろば等の子育て関連施設)